

令和 6 年度

千葉県相談支援従事者初任者研修

講 義 資 料



千葉県健康福祉部障害福祉事業課

令和6年度千葉県相談支援従事者初任者研修 講義カリキュラム（1日目、2日目）

【オンデマンド配信】

NO.	項目(講義名)	内容	担当者
1	開講式・オリエンテーション	本研修の概要及び研修の意義について理解する。	千葉県障害福祉事業課
2	日本の障害福祉の歴史	戦後の障害者支援の変遷を理解する。 障害者総合支援法の基本的内容を理解する。	医療法人白百合会 大多喜病院 中村 淳
3	相談支援（ケアマネジメント）の目的	障害者の生活を支援するという観点から、相談支援（ケアマネジメント）の目的を理解する。	有限会社あいの手介護サービス ケアプランセンターあいの手 小林 幸夫
4	相談支援（ケアマネジメント）の基本的視点①	利用者を中心とした支援をするに当たり、相談支援（ケアマネジメント）の基本的な姿勢を理解する。	社会福祉法人薄光会 相談支援事業所ほうきぼし 富津市基幹相談支援センターえこ 大森 匠
5	相談支援（ケアマネジメント）の基本的視点②	利用者を中心とした支援をするに当たり、相談支援（ケアマネジメント）の基本的な姿勢を理解する。	社会福祉法人薄光会 相談支援事業所ほうきぼし 富津市基幹相談支援センターえこ 大森 匠
6	相談援助（ケアマネジメント）技術	様々な相談援助（ケアマネジメント）技術の方法を理解し、実践的に活用できるようにする。	社会福祉法人ワナーホーム 山武郡市障害者基幹相談支援センター 山岡 功平
7	多職種連携とチーム支援	相談支援専門員やサービス管理責任者が他の職種と連携することの重要性を理解する。	医療法人白百合会 大多喜病院 中村 淳
8	障害福祉サービスと児童福祉サービス	障害福祉サービスと児童福祉サービスの種類と内容について理解する。	社会福祉法人ロザリオの聖母会 障がい者の就労促進事業所みんなの家 辻内 理章 社会福祉法人野栄福祉会 しおさいホーム 影山 真琴
9	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（ケアマネジメント）の基本	法における相談支援専門員の役割及びサービス管理責任者等の役割と関連性について理解する。	有限会社あいの手介護サービス ケアプランセンターあいの手 小林 幸夫
10	サービス利用の支給決定プロセス	障害福祉サービスを利用するに当たっての支給決定とそのプロセスについて理解する。	社会福祉法人槇の実会 ひかり学園 高安 一弘
11	障害者の権利等に関する理解	障害者の権利に関する条約や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等についての理解を深める。	特定非営利活動法人 千葉市視覚障害者協会 高梨 憲司

12	相談支援（ケアマネジメント）における 地域への視点	地域における相談支援体制と地域 づくり、資源の改善・開発、協議会 の運営・活用について理解する。	社会福祉法人槇の実会 ひかり学園 高安 一弘
----	------------------------------	--	------------------------------

相談支援従事者初任者研修のカリキュラム構成（R2からの新がキュラム）

1日目	【講義】 障害者総合支援法と児童福祉法、サービス提供のプロセス、 相談支援（ケアマネジメント）の目的や視点・技術、地域への視点
2日目	

3日目	【講義及び演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの体験演習①
-----	-----------------------------------

【前期インターバル（実地研修）】

・相談支援（ケアマネジメント）プロセスの実践

自らの関わる障害当事者についてインタビューからアセスメントを実施する。

4日目	【演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの体験演習②（知的事例）
5日目	【演習】 実践課題に基づくアセスメントの検討（グループスーパービジョン）

【後期インターバル（実地研修）】

・相談支援（ケアマネジメント）プロセスの実践

5日目のグループ内の助言、自らの気づきをもとに、再度アセスメントを実施するとともに、サービス等利用計画書（案）の作成を行う。

・地域資源に関する情報収集

就業予定の相談支援事業所等が所在する地域（市町村、障害保健福祉圏域等）の基幹相談支援センター等に出向き、オリエンテーション（集合型又はオンライン）を受けるとともに、その地域の資源マップ（指定様式）を作成する。

6日目	【演習】 実践課題に基づく計画の検討、ケースレビュー 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの定着演習①（身体事例）
7日目	【演習】 相談支援（ケアマネジメント）プロセスの定着演習②③ （精神事例）（児童事例）

障害者福祉の歴史

医療法人白百合会
中村 淳

この講義のねらい

- どのような処遇を受けてきたか
- どのような法律ができ、どんな支援をしてきたのか、
- 障害者福祉の歴史を理解する。
- **障害者総合支援法**の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。

精神障害の歴史

1. 古代から中世にかけての精神科医療
2. 精神科疾患の始まり・奈良の養老律令
3. 平安時代から江戸時代にかけて、精神疾患の原因解釈
4. 病院の歴史～主に寺による治療

古代から中世にかけての精神科医療

- 平安時代頃まで、精神科疾患は、「物憑き」「物狂い」といった鬼神的な観念。医療の対象というよりは、僧や神官によるお祓いの対象・保護の対象と見られていた

精神科疾患の始まり

- 養老律令においては、精神遅滞や精神疾患、てんかんは病（やまい）と認識されていたようです。
- 精神の障害があるものが犯罪したものは罪を封じ、その供述を認めない。
- 元正天皇が「悲田院」という療病院を建設して病気になった人の救済もしていた。ただし、神科疾患に特別な治療施設もなかったともされている。

江戸時代の考え

- 乱心者の犯罪に対する減刑や赦免の規定はあった。
- 減刑された乱心者は入牢、入檻などの処遇。
- この処分は、あくまで犯罪予防であり、治療を受けていたわけではない。

病院の歴史～主に寺による治療

- 京都の岩倉大雲寺が治療施設として有名。
- 「僧医」は大きく活躍。「もののけ」というものに退治する存在。
- 中世の当時、精神科疾患の治療は宗教的な加持祈祷や灌水が中心だったようです。
- 1332年には光明山順因寺、1599年には爽神堂にて、今に続く「癲狂」治療所が出てきたようです。
- 1890年ころ石神井慈療院（現慈雲堂病院）など
- 公立の病院としては1879年に東京府癲狂院が最初。
- 府立巢鴨病院、府立松沢病院、都立松沢病院と名前を変えて現在に至っています。

精神保健福祉の歴史

- 精神病患者監護法（1900（明治33）年）
- 精神病院法（1919（大正8）年）
- 精神衛生法（1950（昭和25）年）
- 精神衛生法一部改正（昭和40年改正）（1965（昭和40）年）
- 精神保健法（1987（昭和62）年）
- 障害者基本法が成立（1993（平成5）年）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年改正）
- 障害者自立支援法（2005（平成17）年10月31日）